

宇治市公共下水道への下水の排除基準

令和6年4月

内容	使用開始等の届出を要する下水の水質	特定事業場からの下水の排除基準					非特定事業場からの下水の排除基準 (除害施設の設置等に関する基準)	
		30㎡未満	30㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上	50㎡未満	50㎡以上
排水量 (㎡/日)	-							
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03を超えるもの	0.03以下					0.03以下	
シアン化合物 (mg/l)	0.5を超えるもの	1以下 (0.5以下)		0.8以下 (0.5以下)		0.5以下		
有機燐化合物 (mg/l)	0.5を超えるもの	1以下 (0.5以下)		0.8以下 (0.5以下)		0.5以下		
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
六価クロム化合物 (mg/l)	0.2を超えるもの	0.2以下					0.2以下	
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005を超えるもの	0.005以下					0.005以下	
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されるもの	検出されないこと					検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003を超えるもの	0.003以下					0.003以下	
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
ジクロロメタン (mg/l)	0.2を超えるもの	0.2以下					0.2以下	
四塩化炭素 (mg/l)	0.02を超えるもの	0.02以下					0.02以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.04を超えるもの	0.04以下					0.04以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1を超えるもの	1以下					1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.4を超えるもの	0.4以下					0.4以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3を超えるもの	3以下					3以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.06を超えるもの	0.06以下					0.06以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.02を超えるもの	0.02以下					0.02以下	
チウラム (mg/l)	0.06を超えるもの	0.06以下					0.06以下	
シマジン (mg/l)	0.03を超えるもの	0.03以下					0.03以下	
チオベンカルブ (mg/l)	0.2を超えるもの	0.2以下					0.2以下	
ベンゼン (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1を超えるもの	0.1以下					0.1以下	
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10を超えるもの	10以下					10以下	
ふつ素及びその化合物 (mg/l)	8を超えるもの	8以下					8以下	
1,4-ジオキサン (mg/l)	0.5を超えるもの	0.5以下					0.5以下	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	10を超えるもの	10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)					10以下	
		10以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)						
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素(mg/l)	125以上	380未満					380未満	
水素イオン濃度(pH)	5.7以下又は8.7以上	5を超え9未満		5を超え9未満			5を超え9未満	
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	300以上	3000未満		600未満			3000未満	600未満
浮遊物質質量(SS) (mg/l)	300以上	3000未満		600未満			3000未満	600未満
ノルマルヘキサキサン抽出物質含有量 (mg/l)	5を超えるもの	5以下		5以下			5以下	
(動植物油脂類)(mg/l)	20を超えるもの	30以下		30以下			30以下	
窒素含有量 (mg/l)	150以上	240未満		240未満			240未満	
燐含有量 (mg/l)	20以上	32未満		32未満			32未満	
温度 (°C)	40以上	45未満					45未満	
沃素消費量 (mg/l)	220以上	220未満					220未満	
フェノール類 (mg/l)	1を超えるもの	1以下	1以下				1以下	
銅及びその化合物 (mg/l)	3を超えるもの	3以下		3以下			3以下	
亜鉛及びその化合物 (mg/l)	2を超えるもの	2以下		2以下			2以下	
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)	10を超えるもの	10以下		10以下			10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)	10を超えるもの	10以下		10以下			10以下	
クロム及びその化合物 (mg/l)	2を超えるもの	2以下		2以下			2以下	
ニッケル (mg/l)	2以上	2未満					2未満	

- 下水道法、水質汚濁防止法、同法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)、排水基準を定める総理府令及び京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)による。
- 内は、直罰対象の基準を表す。また、( )内は、除害施設の設置等に関する基準である。
- 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係る「シアン化合物」、及び「有機燐化合物」の水質基準は、それぞれ排水量2,000㎡以上の数値が排除制限基準として適用されます。
- ダイオキシン類の 内の基準は、下水終末処理場からの放流水がダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用される。
- 六価クロム化合物について電気めっき業に属する特定事業場からの排出水の排除基準は令和6年4月1日から3年間は従前どおり、また同日現在で既設特定事業場の排出水の排除基準は同日から6月間は従前どおりとする。